

電子印鑑なら GMOサイン

白馬村事業者向け説明会

GMOグローバルサイン・ホールディングス
電子契約事業部

- 1 会社紹介
- 2 電子契約とは
- 3 契約締結の流れ
 - (1)準備
 - (2)締結
- 4 電子署名の確認方法
- 5 デモンストレーション
- 6 困ったときは
- 7 質疑応答

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者名	代表取締役社長執行役員 青山 満
設立	平成5年12月
資本金	9億1,690万円
上場村場	東京証券取引所プライム村場（証券コード：3788）
連結従業員数	社員999名
加盟団体（抜粋）	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会 一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIC）



※2023年12月31日現在

電子認証事業および創業以来提供しているホスティング事業から、AI・IoTを活用したサービスにいたるまで、ITのチカラでお客様のビジネスを支えています。

- 電子認証・印鑑事業
 - 「SSLサーバ証明書」発行実績 2,800万枚以上（国内シェアNo.1※）
 - 「電子印鑑GMOサイン」導入企業数 350万社以上（2023年11月末時点）
※ 2024年3月末時点「SSL Survey by Hosting Country」より
- クラウド・インフラ事業
 - 提供実績27年
 - クラウドインフラサービス販売パートナー数 約5,800社（2023年12月末時点）
- DX事業
 - 「GMOおみせアプリ」導入店舗数 約2万6千店（2023年12月末時点）



電子契約とは

電子契約の主なメリット

1

締結コストを削減

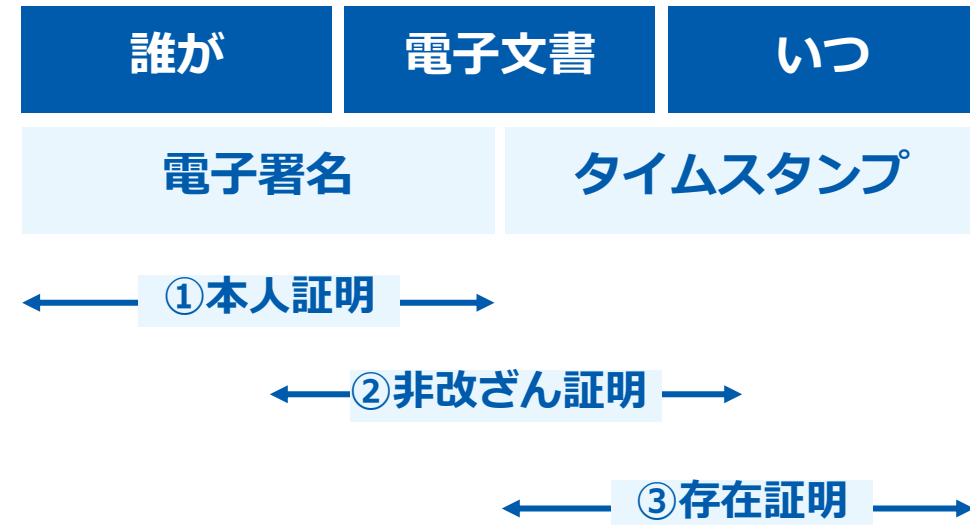
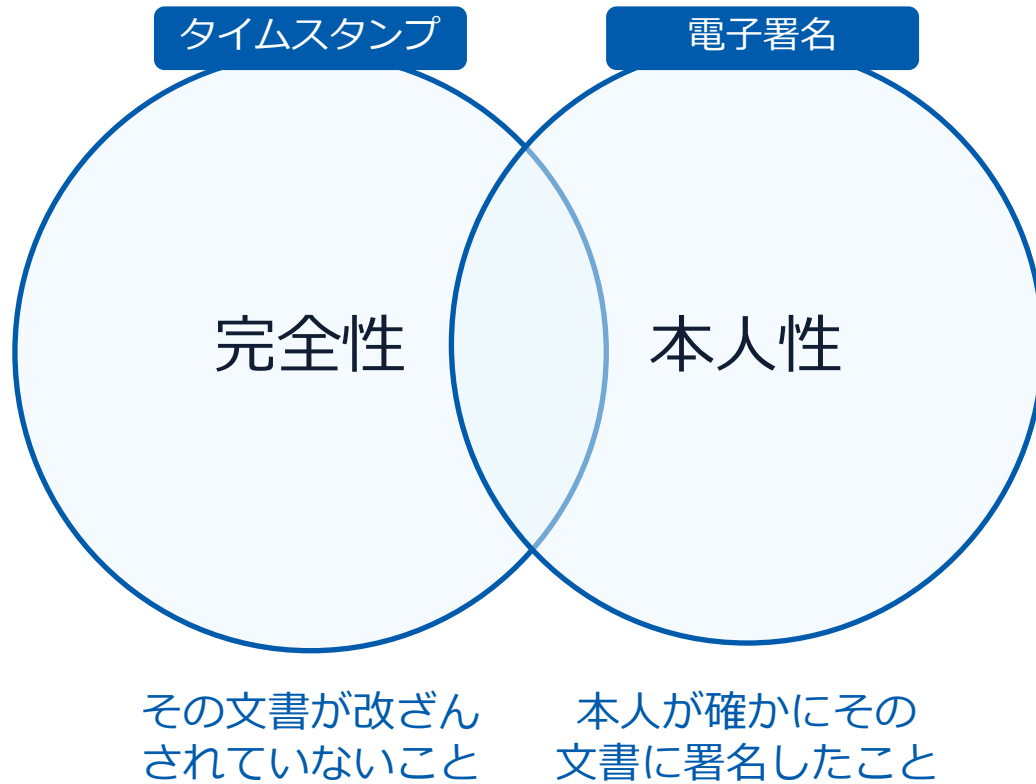
2

締結手順の高速化

3

ガバナンス
(内部統制) 強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり



3つがそろうことで、
法的効力の高い電子契約となる

GMOサインの電子署名は
デジタル庁・法務省・財務省から電子署名法に適合することを認められています。

デジタル庁・法務省・財務省からの回答

電子印鑑なら

[illegible]

GMOサインは、国土交通省から令和2年改正・建設業法施行規則の定める技術基準に適合することをグレーゾーン解消制度を利用し回答を得ています。

国土交通省・経済産業省からの回答

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/240214_yoshiki.pdf

※令和2年改正により、同規則の技術基準は下記の通り変更されています。

現基準	現・建設業法施行規則第13条の4第2項 ①契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できること ②ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないか確認できること ③契約の相手方が本人であることを確認できること
旧基準	旧・建設業法施行規則第13条の2第2項 ①見読性の確保（記録をディスプレイや書面等に速やかかつ整然と表示できること） ②原本性 (1) 公開鍵暗号方式による電子署名を用いること (2) 信頼できる第三者機関発行の電子証明書を添付すること (3) 電磁的記録等を適切に保存すること

電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は 訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 上記いずれかの方法を充足する必要がある （施行規則4条1～4項）	・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」（規則2条2項2号） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 （欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）	保管期限は無期限
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> （規則2条2項1号イ） 2) システム概要書類の備付（規則2条2項1号ロ） 3) <u>検索機能</u> （規則6条6項4号1） ※検索要件（取引年月日、取引先、取引金額）	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



相手方はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを 標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット

契約締結の流れ

対象文書・対象外文書

対象文書

- ・請負契約書
- ・売買契約書
- ・業務委託契約書
- ・秘密保持契約書（NDA）
- ・建設工事に係る契約書

その他、法令上電子契約可能な契約書は対象とします

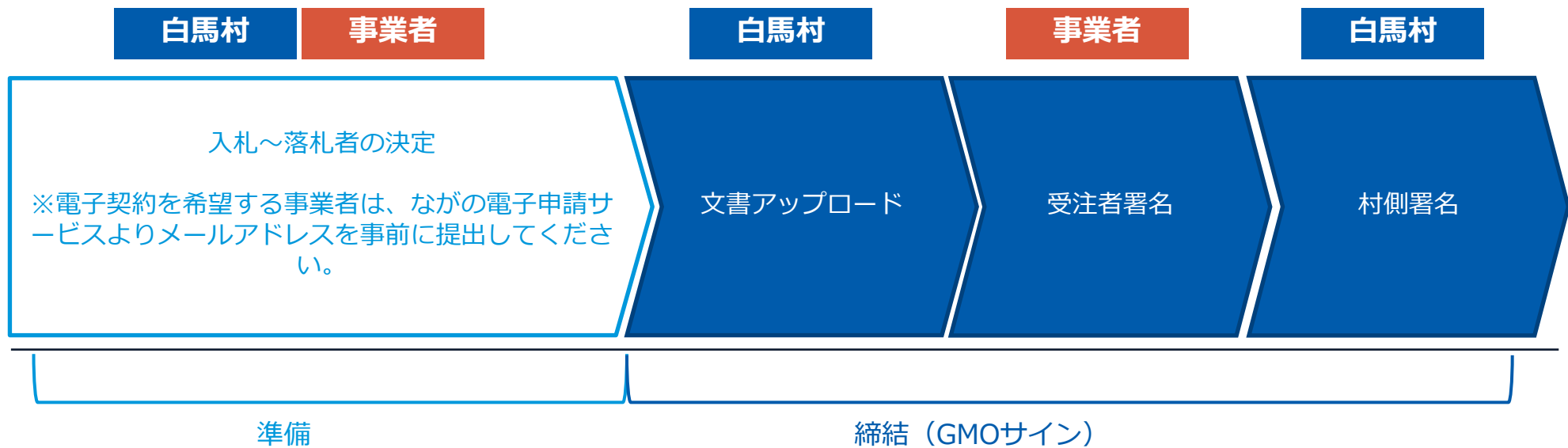
対象外文書

- ・法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約（例：事業用借地権設定契約書、農地の賃貸借契約書）
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・契約の効力が10年を超える契約
- ・自動更新条項が付されている契約
- ・その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

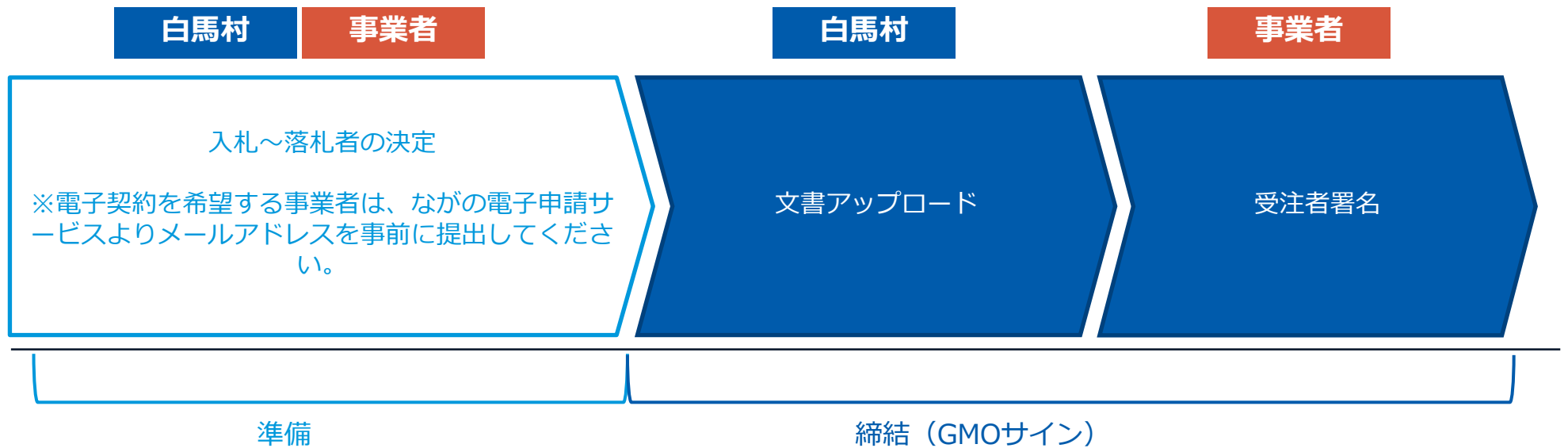
・電子署名が利用可能な文書例
<https://www.gmosign.com/contracts/>

・関連コラム：GMOサインが使える文書・契約類型まとめ | 電子契約導入の多い書類は
<https://www.gmosign.com/media/electronic-contract/post-170/>

電子契約の流れ



電子契約の流れ【請書の場合】





(1) 準備

ながの電子申請サービスについて



ながの電子申請サービスによる メールアドレスの提出について

○電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手方のメールアドレスを確認する必要があります。

○電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してもらってください。

【提出方法】

○電子契約を希望する場合は、契約締結前までにながの電子申請サービスよりメールアドレスの提出をお願いします。

【ながの電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_initDisplay



(2) 締結

（１）事業者の皆さまに署名依頼メールが届きます

メール件名(例)「白馬村 様より▲▲▲(封筒名)への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の「文書を確認」をクリックします
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

- ・あらかじめ登録したメールアドレス宛に、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、URLより速やかにGMOサインにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしていただきます。

(2) 文書を確認します



操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です



不可視署名について

○印影の不要な「不可視署名」となります。
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です



(3) 白馬村が承認しましたら 電子署名完了のお知らせが届きます

メール件名：「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元：「電子印鑑GMOサイン」

操作手順

- 1 受注者、発注者双方の署名完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、受注者及び発注者の双方に電子メールで届きます。その内容は、右の記載例のとおりです。
- 2 メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。

【御案内のメールの例】

1

電子印鑑なら
GMOサイン

株式会社〇〇
鈴木 太郎様

すべての手続きが完了しました。
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

2

ダウンロード

封筒：5050000111 電子契約サービス委託
文書：
・電子契約サービス委託
ダウンロード有効期間：14日間

電子署名完了のお知らせから契約書のダウンロード① 【ダウンロードボタンからダウンロードする方法】

操作手順

- 1 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。
- 2 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。

1

全ての手続きが完了しました

全ての関係者が手続きを完了しました。PDF文書は下記からダウンロードしてください。

文書1：電子契約サービス委託

2

↓ ダウンロード

署名の進行状況 ▼

電子印鑑GMOサインで保管

Topへ戻る

ダウンロードボタンからダウンロードする際の注意点

注意事項

ダウンロードボタンから契約書をダウンロードできる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、右図のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。



電子署名完了のお知らせ契約書のダウンロード② 【メールから直接ダウンロードする方法】

操作手順

- 1 ダウンロードボタンが付いたメールには、文書も添付されるようになりました。
メールから直接締結済みの契約書PDFをダウンロードいただくことが可能です。



メールから直接ダウンロードする際の注意点

注意事項

電子署名完了メールに締結済みの契約書が添付されますが、容量が上限を超える場合は、契約書は添付されないため、前スライドのように、ボタンからダウンロード画面へアクセスいただきダウンロードを行う必要があります。

【契約書添付時のファイル上限】

	通常メール時	キャリアメール時	
ファイルサイズ (1契約)	6MB	2MB	@docomo.ne.jp @ezweb.ne.jp @i.softbank.jp @softbank.ne.jp
ファイル数 (1封筒)	20ファイル	20ファイル	@rakumail.jp @ymobile.ne.jp

契約締結日について

第20条（裁判官轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲及び乙は、契約締結の証としてこの契約書を作成し、電子的に署名のうえ各自保管する。

令和5年7月10日

(甲)
〇〇県〇〇市

〇〇市長 市長太郎

(乙)
〇〇県〇〇市・・・

事業者株式会社

代表取締役 事業者花子

契約締結日について

○地方自治法第234条第5項に基づき、**相手方、村双方が電子署名を講じた日が契約締結日**となります。

○相手方が第一署名者、村側が第二署名者となるため、契約締結予定日（履行開始日）までに相手方の電子署名が講じられるように署名依頼をしてください。

署名完了後の文書の状態

第20条（裁判官轄）
本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲及び乙は、契約締結の証としてこの契約書を作成し、電子的に署名のうえ各自保管する。

令和5年7月10日

(甲)
〇〇県〇〇市
〇〇市長 市長太郎

(乙)
〇〇県〇〇市・・・
事業者株式会社
代表取締役 事業者花子

c9100783fc45abc2dcad6c477f58d1ce

不可視署名について

○印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。

○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerからご確認いただけます。

○PDFの1ページに締結証明書IDが左下に印字されます。

PDFの1ページに締結証明書IDが左下に印字されます。

双方、印影はありません（不可視署名）

電子署名の確認方法

電子署名の確認方法

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細 日時情報

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

すべての署名が有効です。

署名パネル

署名パネルボタン

契約書(原本)

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内
第3条(代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円
第4条(注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。
2. 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。
ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。
第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを備することのできない事由によって生じた損害はこの負担とする。

デモンストレーション

お願いと注意事項

事業者様へお願い

- 契約書を事業者側で作成する場合は、ワードやエクセルでの提出をお願いします。
- 電子契約で利用するEメールアドレスに関しては、個人を除き原則は会社ドメインのEメールアドレスを申請するようにお願いいたします。
 - ◆事業者は登録しないでいただきたいEメールアドレス例
 - ①フリーアドレス（yahoo、gmail等）
 - ②携帯用メールアドレス（softbank、docomo等）
- 登録されたEメールアドレスで契約を締結した場合は、代表者が同意した契約とみなしますので予めご了承ください。

Eメールアドレス登録方法

ながの電子申請サービスから登録をお願いいたします。



https://apply.e-tumo.jp/vill-hakuba-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=45944

ながの電子申請サービス

ログイン

利用者登録

申請団体選
択

申請書ダウンロ
ード

› 手続き申込

› 申込内容照会

› 職責署名検証

登録済みの方

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	白馬村 電子契約サービス利用申込み
受付時期	2024年7月10日0時00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

未登録の方

[利用者登録される方はこちら](#)

代表者名 **必須**

氏: 名:

代表者名 (フリガナ) **必須**

氏 名

メールアドレス **必須**

白馬村電子契約サービスで利用するメールアドレスを入力してください。
※原則、会社ドメインのメールアドレスを登録してください。やむを得ずフリーメールアドレス等を利用の際は、下記の備考欄に理由を記載して下さい。

メールアドレス

事業所 郵便番号 **必須**

郵便番号

事業所 住所 **必須**

住所

電話番号 **必須**

電話番号

備考欄

入力文字数: 0/50

やむを得ない事由により
フリーアドレスや携帯電話
会社のアドレスを登録する
場合は備考に理由を記載
願います。

既に登録したEメールアド
レスを変更する場合も備考
に「Eメールアドレス変更
申請」と記載願います。

困ったときは

お気軽にお問い合わせください

【GMOサインの操作、不具合等に関する質問】

- 電子印鑑GMOサイン 運営事務局
 - ・ 電話番号 03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）
 - ・ メールアドレス support@cs.gmosign.com
 - ・ お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索

質疑応答